得た額

［二　略］

（石油ガス譲与税の基準税額の算定方法）

第四十条の二　石油ガス譲与税の基準税額は、石油ガス譲与税法第二条の規定によって石油ガス譲与税を譲与されるべき指定都市について、同法第三条の規定により前年度の六月、十一月及び三月に譲与された石油ガス譲与税の額の合算額に〇・八九三を乗じて得た額とする。

（自動車重量譲与税の基準税額の算定方法）

第四十条の三　自動車重量譲与税の基準税額は、自動車重量譲与税法第一条の規定によって自動車重量譲与税を譲与されるべき市町村について、同法第三条の規定によって前年度の六月、十一月及び三月に譲与された自動車重量譲与税の額の合算額に〇・九八一を乗じて得た額とする。

（航空機燃料譲与税の基準税額の算定方法）

第四十条の四　航空機燃料譲与税の基準税額は、航空機燃料譲与税法第二条の規定によって航空機燃料譲与税を譲与されるべき空港関係市町村について、同法第三条の規定により前年度の九月及び三月に譲与された航空機燃料譲与税の額の合算額に一・〇六八を乗じて得た額とする。

（森林環境譲与税の基準税額の算定方法）

第四十条の五　森林環境譲与税の基準税額は、次の各号に定めるところによって算定した額の合算額とする。

一　一七、〇〇〇、〇〇〇千円に二分の一を乗じて得た額を市町村譲与基準面積によって按分した額、一七、〇〇〇、〇〇〇千円に五分の一を乗じて得た額を市町村譲与基準従業者数によって按分した額及び一七、〇〇〇、〇〇〇千円に十分の三を乗じて得た額を市町村九月譲与基準人口によって按分した額の合算額

二　一七、〇〇〇、〇〇〇千円に二分の一を乗じて得た額を市町村譲与基準面積によって按分した額、一七、〇〇〇、〇〇〇千円に五分の一を乗じて得た額を市町村譲与基準従業者数によって按分した額及び一七、〇〇〇、〇〇〇千円に十分の三を乗じて得た額を市町村三月譲与基準人口によって按分した額の合算額

（市町村交付金の基準額の算定方法）

第四十一条　市町村交付金の基準額は、第一号及び第二号に定める額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該合算額は零とする。

一　㈠から㈥までに定める額の合算額に〇・〇一〇五を乗じて得た額

㈠　交付金法第二条第一項第一号の固定資産（同条第三項各号に掲げるものを除く。）について、各省各庁の長又は地方公共団体の長が交付金法第七条、第八条、第九条第二項（交付金法第十条第四項において準用する場合を含む。）又は第十条第一項若しくは第二項の規定により通知（当該年度の四月一日以後の通知を除く。）した価格を基礎として交付金法の規定（第十五条第一項及び第二項の規定を除くものとし、交付金法第五条及び第六条の規定の適用については、特別区は指定都市とみなす。）によって算定した当該市町村の当該年度の交付金算定標準額

㈡　交付金法第二条第一項第二号の固定資産（同条第四項に規定するものを除く。）について、各省各庁の長又は地方公共団体の長が交付金法第七条、第八条、第九条第二項（交付金

得た額

［二　同上］

（石油ガス譲与税の基準税額の算定方法）

第四十条の二　石油ガス譲与税の基準税額は、石油ガス譲与税法第二条の規定によって石油ガス譲与税を譲与されるべき指定都市について、同法第三条の規定により前年度の六月、十一月及び三月に譲与された石油ガス譲与税の額の合算額に〇・九一四を乗じて得た額とする。

（自動車重量譲与税の基準税額の算定方法）

第四十条の三　自動車重量譲与税の基準税額は、自動車重量譲与税法第一条の規定によって自動車重量譲与税を譲与されるべき市町村について、同法第三条の規定によって前年度の六月、十一月及び三月に譲与された自動車重量譲与税の額の合算額に〇・九八五を乗じて得た額とする。

（航空機燃料譲与税の基準税額の算定方法）

第四十条の四　航空機燃料譲与税の基準税額は、航空機燃料譲与税法第二条の規定によって航空機燃料譲与税を譲与されるべき空港関係市町村について、同法第三条の規定により前年度の九月及び三月に譲与された航空機燃料譲与税の額の合算額に一・〇六八を乗じて得た額とする。

（森林環境譲与税の基準税額の算定方法）

第四十条の五　森林環境譲与税の基準税額は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第二十八条の規定によって森林環境譲与税が譲与されるべき市町村について、同法第三十条の規定により前年度の九月及び三月に譲与された森林環境譲与税の額の合算額に二・一二五を乗じて得た額とする。

（市町村交付金の基準額の算定方法）

第四十一条　市町村交付金の基準額は、第一号及び第二号に定める額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該合算額は零とする。

一　㈠から㈥までに定める額の合算額に〇・〇一〇五を乗じて得た額

㈠　交付金法第二条第一項第一号の固定資産（同法同条第三項各号に掲げるものを除く。）について、各省各庁の長又は地方公共団体の長が同法第七条、第八条、第九条第二項（同法第十条第四項において準用する場合を含む。）又は第十条第一項若しくは第二項の規定により通知（当該年度の四月一日以後の通知を除く。）した価格を基礎として同法の規定（第十五条第一項及び第二項の規定を除くものとし、同法第五条及び第六条の規定の適用については、特別区は指定都市とみなす。）によって算定した当該市町村の当該年度の交付金算定標準額

㈡　交付金法第二条第一項第二号の固定資産（同法同条第四項に規定するものを除く。）について、各省各庁の長又は地方公共団体の長が同法第七条、第八条、第九条第二項（同法第十